

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 毎冊一圓二日發行

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷六十二第

行發日一月三年三和昭

## 論叢

相續税の逋脱 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

リカアドの勞賃論 . . . . . 經濟學士 堀 經夫

利潤成立の機構 . . . . . 文學博士 高田 保馬

定期船事業に  
おける運送原費と運賃との  
關係 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 說苑

琉球の廢藩後に於ける治制 . . . . . 法學博士 山本美越乃

フイジオクラートの價值論 . . . . . 經濟學士 山本 勝市

委任經理に就いて . . . . . 經濟學士 楠見 一正

## 雜錄

フード制とテイラー制 . . . . . 經濟學士 星野周一郎

營業税と營業收益税 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

(裝 幀 職)

## 委任經理に就いて(上)

楠見 一正

緒言

第一、委任經理の概念

第二、委任經理の實際

結言

### 緒言

委任經理は國家の會計制度上に於ける特殊の問題であつて、從來此の方面に就いては世人の全く顧みない所であるが、委任經理の制度は我國財政上に於ても相當の意義を有するものと信ずるが故に茲に私は此の問題を取扱つて見たいと思ふ。

委任經理を論ずるに當つて先づ委任經理なるものは我國會計制度上に於て如何なる地位を占むるものであるかを概略明かにして置きたいと思ふ。凡そ我國の會計制度に於ては會計統一の原則を採用し、會計法(大正十年四月法律第四十二號)第二條に其大綱を示してゐる。然るに特別の須要に因り此の一般會計に準據し難いものがある場合には、別に特別會計を設置する事を許してゐる(會計法第三十九條)。即ち特別會計は歲計の統一的經理の原則に對する例外であつて、其設置は法律を以てするを要する所以である。此一般會計及特別會計の何れにせよ、國家の經費を使用するに當つては、憲法第六十四條の定むる通り必ず毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経る事を要

するから、國家の凡ての歳出入は其種類に従つて、豫算に於て一般會計及三十二個の特別會計の何れかに分屬するのである。而して凡ての歳出豫算は經常臨時の二部に分たれ、更に款項（立法科目）目節（行政科目）に區分せられてゐる事は周知の事實である。

經費の使用は必ず豫算の目的に従つて行ふ事を要し、歳出の支出は歳出義務の履行であつて、之が實行には必ず歳出義務の存在を前提としてゐる。歳出義務の負擔なくして歳出を支出する事は明かに違法である。之即ち歳出の支出に際しては先づ義務の確定を要する所以である。歳出義務の確定とは債權者及債權金額の確定並に辨濟時期の到來を意味するのであるが、此の歳出義務の確定した後に於て初めて、歳出義務履行の目的の爲めに小切手を發行するのである。而して此の場合國家は辨濟の目的の爲めに、正當に辨濟の受領權限ある者に對してのみ仕拂ふ事を許してゐる（會計法第十六條）。然るに此原則に對しては例外が認められてゐる。會計法第十六條但書の資金を交付する場合は次の四種である。即ち（一）資金前渡、（二）國債の元利拂、（三）繰替使用に係る現金の補填、（四）隔地者拂、此の四種の資金交付の場合は直接債主に對して小切手を振出して支出するのではなく、官吏又は日本銀行を受取人として支出するのであるから、明かに右の原則に對する例外である。以上の外に更に此原則に對する例外が存在してゐる。即ち特別の法律規定に依る委任經理の爲にする支出が之である。委任經理の爲めにする歳出の支出は正當債主に對する支出ではなく、又前掲四種の資金交付の爲にする支出とも同じからざるものがあり、之が爲に特に法律の規定を要するものである。

次に委任經理は如何なる經費に於て行はれてゐるかに就いて考察して見ると、一般會計にも又特別會計の内にも之を見出す事が出来るのである。先づ一般會計の内には陸軍省所管に屬する軍隊に關する委任經理に指を屈する事が出来る。即ち陸軍省所管經常部歳出の第二欸軍事費の衣糧費、兵器及馬匹費等に於て是を見るのである。更に又文部省所管に於ては、帝國學士院學術研究獎勵金委任經理と帝國美術院美術研究獎勵金委任經理との二つがある。之等の經費は經常部歳出の第一欸文部本省第三項學藝研究及獎勵費の内には於て美術獎勵費及學藝研究獎勵費支出金といふ目に於て計上せられてゐる。右の内後者は昭和二年度の豫算に於ては四萬五千五百圓であつて、其の内四萬二千五百圓は帝國學士院學術研究獎勵費支出金であり、残りの三千圓は美術研究獎勵費に充當せられてゐる。

次に特別會計の中に於ては、大學特別會計法第十條に依り各帝國大學及各官立大學に於ける獎學を目的とする寄附金の委任經理が存在し、更に又學校及圖書館特別會計法第十一條の規定に依り、文部省直轄諸學校に於ける獎學寄附金の委任經理が行はれてゐる。之等の經費は各特別會計臨時部の用途指定寄附金と各特別會計資金部の特別資金中に獎學資金寄附金として現はれてゐるのである。

## 第一 委任經理の概念

### 一、委任經理の意義及種類

委任經理とは歳出金の一定の額を支出して、其定額を部局長に交付し、當該部局長をして之が經理に任せしむる方法である。凡そ國家の經費といふものは各所管大臣が其の支出の責に任じ、毎年度に於ける實際の必要に應じて之を支出し、直接經理に當るのを本則としてゐる。故に、定額を部局長に交付して其經理を委任し其の經理の責に任せしむる委任經理の如きは明かに國家一般の原則に對する例外である。

現今我國に存在する委任經理の制度は大要二種に分つ事が出来る。即ち一は經費節約の趣旨を以て一定の金額を交付し、其の範圍内に於て經理を實施せしむるものであつて、陸軍の給與に關する委任經理は之に屬してゐる。尤も軍隊に於て委任經理の行はれるのは平時のみであつて、一朝他國と干戈を交ゆるの際には平時經理を閉塞して直ちに戰時經理に移るのである。戰時經理に於ては凡て實費經理を旨とし現物給與を本旨とするのである。他の一は特殊の目的に供する資金を特別に經理するに際して各省大臣が直接に經理するよりも、之を他に委任して經理せしむる方が、其事務を敏速に處理し且機宜に適した措置を取り得るといふ實益を認めて設置したものであつて、帝國大學官立大學及直轄諸學校の獎學寄附金の委任經理並に帝國學士院學術研究獎勵金委任經理及帝國美術院美術研究獎勵金委任經理の如きは之に屬してゐる。併し乍ら委任經理の本來の形は第一種の經費節約を目的とする軍隊における委任經理であつて、第二種に屬する委任經理は特殊の經理を行ふに當り、便宜上偶々從來存してゐる陸軍に於ける委任經理の方法を利用したに過ぎない。従つて其の目的は經費節減とは何等の關係をも有してゐないものである。故に次に

述べんとする委任經理の特質に就いても之を一樣に論ずるを困難とする場合が少なくないが、私  
 は此の場合には主として第一種の委任經理に關して述べたいと思ふ。

## 二、委任經理の特質

委任經理は一定額を國庫より受け之を以て其の經理を行ふ獨立の經濟であるから、實質上より  
 見れば一つの特別會計である。併し乍ら一般の特別會計とは異り其の經理を實施するに就いては  
 別に法律を以て之を定むる事なく、經理實施の責任者たる部局長に一任するので、部局長は其の  
 範圍内で自由に經理を實施する事を得るのである。が然し所管大臣は行政長官として之が監督に  
 任するのは勿論である。かくの如く委任經理は特別の經理法であるから法律及勅令を以て定むる  
 ものに限り之を許すのである。

以上述べた様に委任經理は實質上特別會計の性質を有するものであるが、之を詳言すれば陸軍  
 に關する委任經理の如き一般會計に屬する委任經理は恰も一般會計に對する特別會計の如き地位  
 に立ち、又獎學寄附金の委任經理の如き特別會計に屬する委任經理は恰も特別會計に對して又更  
 に特別會計を設けた様な關係に立つものであるから、委任經理に關して特別に法規の設けられた  
 ものは之に従ひ、然らざるものに於ては一般會計又は特別會計の法規を適用し之に依つて律せら  
 るべきものであると考へられる。

(一) 委任經理金 國家が歲計統一の原則を採用してゐる事から見れば、各官廳に於ては國家の  
 歲計外に立つ所の特別の資金を所有する事を得ないのは既に自明の理である。そして尙今會計法

1) 西野元氏著、會計制度要論(大正15年4月)S. 232.  
 2) 明治23年3月31日法律第27號陸軍ニ關スル委任經理ノ件第1條、明治40  
 年3月27日法律第23號學務及圖書館特別會計法第11條、大正10年3月  
 31日法律第11號大學特別會計法第10條、大正4年6月21日法律第13號  
 帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル件、大正14年4月1日法律第

第四條に於て特別の資金所有の禁止を明示した事は全く注意的の規定に過ぎないが、從來其の弊害が甚しかつたに因るのである。かく特別の資金所有を重大視してゐるのであるが、茲に述べんとする委任經理は第一種第二種共に總豫算の歳入歳出以外に立つ所の特別の資金を保有するものであつて、其の利殖を計り將來之が費途に充つる事を得るのである。即ち陸軍に關する委任經理に於ける委任經理積立金及第二種の委任經理に於ける獎勵金寄附金等の所謂委任經理金なるものは、明かに特別の資金であつて豫算統一主義に對する例外である。委任經理はかくの如き例外に屬する特別の資金を有するといふ事、從つて又法律及勅令を以てするに非ざれば許され得ないといふ事は正に其の特質の一である。

委任經理金は以上述べた様に特別の資金であるが、特に陸軍に關する委任經理積立金は團體員共同の爲に保有積立てたものであつて、自ら公共的性質を有してゐる。故に假令之を普通の歳入金と區別して特別の取扱をしても猶一種の官金たる事を失はないであらう。又第二種の委任經理金に就いても同様に、大學直轄學校學士院及美術院等の國家の營造物が學藝獎勵の爲めに保有する資金であつて、一種の官金たる事は疑のない所である。斯様に委任經理金は一種の官金であるが、其の取扱は普通の歳入金と同様にする事を得ないのは勿論であつて、之と區別して歳入歳出外現金として取扱はれてゐる。通常歳入歳出外現金とは政府に於て保管の義務ある公私有金例へば政府保管金、供託金、保證金、郵便貯金、等を謂ふのであるが、廣義に於ては一般公金と雖も國家の歳計外に立つて出納する一切の現金を包含するのである。委任經理金の如きも亦之に屬す

る所以である。

(二) 渡切經費との相異 前述した様に委任經理は一定の額を部局長に交付し其經理を委任して適宜之を實施せしむるものであつて、委任經理體は其の委任の範圍内に於て自由に伸縮の餘地を有してゐる。此の點に於て恰も渡切經費に類似し、從來委任經理は渡切經費と混同せられた様である。元來渡切經費は一定の費額を見積り之を當該官吏に交付して其公務上の必要なる經費を支辨せしめ、不足するも追給せず過剩あるも返戻せしむる事なく始めから過不足のないものとして渡切に支出する經費をいふのである(註二)。

(註二) 例へば在外音聲通信官廳等の經費に就いて筆紙墨文具費消耗品費等の恒例に屬する比較的少額の支拂で且屢々支出の必要あるものに對して、煩雜なる會計法上の手續に依つて一々之を精算證明する事の困難面倒なる場合、又は規模の小なる官署に於て經費節約の目的に従ひ一定の金額を以て其の事務費を打ち切り支辨するを宜便と認むる場合等に實施せらるるのである。

從來渡切經費には根本の法規なく只實際の必要と便宜とに迫られて、或は勅令を以て或は單に訓令に依りて之を實行してゐたのであるが、果して適法なりや否やの疑なきを得なかつたから、會計法は新に第十二條に規定を設けて、特殊の經理を必要とする場合に限り勅令を以て渡切經費を許す事とし、更に會計規則第六十一條に其の官廳を列舉的に掲げて制限を加へてゐる。之亦豫算定額使用上の一變則であつて、法規に依つて制限を受くる事は尙委任經理に於けると同一である。尙其の目的に於ても經費節約の趣旨にある事は軍隊に於ける委任經理と其の精神を一にする



所である。

此の如く委任經理は渡切經費と相似たものであるが、其の取扱に於て兩者の異なるものが存在してゐる。即ち渡切經費は其の經費使用後全然實費精算を要しないのであるが、委任經理に於ては消耗品陣營具裝蹄剔毛料等は精算拂であるが、精米精麥馬糧賄料に於ては概算拂に依つて定額金の交付を受け後日之が精算を行ふものである。此の點に於て兩者の異なる所がある。又渡切經費に於ては主として其の局に當る個人の單獨の經濟的注意心に缺つを以て足るに反して、委任經理に在りては多數團體員の共同的利害觀念の喚起を必要とし、其の資金も亦團體員の共同利益の爲に保管するは當然の事である。かくの如く委任經理は渡切經費と相似て而も非なるものと云ふ事が出来る。

(三) 委任經理と委託検査 委任經理は其の經理を委任して自由に經理を行はしむるものであるが其の使用する經費が苟も國家の歳出であり又官金の一種である以上は、當然其の經費使用の結果及保管出納の狀況を明かにする必要がある、従つて委任經理に就いても亦検査監督の必要ある事は勿論である。

委任經理に關する検査は通常委託検査の方法に依り、會計検査院は直接検査を行はずして之を其の所管大臣に委託して検査を行はしめ其の報告を徴するのである。然し必要に際しては書而検査の方法に依り直接検査を行ふのであつて實地検査は行はないのを通例としてゐる。元來委託検査は其の委託の範圍が主として出納監督に限らるゝを常とし、行政監督上の事項に及ぶは稀とす

- 5) 武藤榮治郎氏著、昭和改版會計法規通論 S. 384-392., 武藤氏、改版會計法規通論 S. 331., 西野元氏著、會計制度要論 S. 233.
- 6) 陸軍=關スル委任經理ノ件、第5條、大學特別會計法第11條、學校及圖書館特別會計法第12條、會計検査院法(明治22年5月法律第15號)第16條

る所である。<sup>7)</sup> 蓋し委託検査の趣旨は餘り重大ならざる事項に就いて手數煩雜を避けんが爲に便宜上委託するに過ぎぬからである。然るに委任經理に於ける委託検査は通常行はれる委託検査と稍々其趣を異にする所がある。即ち通常の委託検査に於いては主として現金、物品の出納に關する事項を委託して検査せしむるに止るが、委任經理の委託検査に於ては其の經理狀態そのもの、検査をも總括して委託するものである。故に前者に比して其の委託の範圍が頗る廣汎であり、前者の委託が主として出納監督に止るに反して、委任經理の場合に於ては出納監督に兼ねるに行政監督をも併せて委託するのである。従つて委任經理に於ては委託検査の範圍が一層大なりと云ふ事が出来る。然し委任經理と雖も必ずしも委託検査となさざるを得ぬといふのではない。憲法第七十二條に依り會計検査院に附與せられた本來の權能と會計検査院法第十六條との關係より見ても、會計検査を直接にすると委託するとは全く會計検査院の權限に屬するものである。從來會計検査院も委任經理の委託に就いても普通の場合と同様に、一々總會議に於て議決を経た後に文書を以て特に之を委託するの手續を採つてゐる様である。<sup>8)</sup>

(四) 委任經理金損失補填の問題 以上屢々述べた様に委任經理は一定の金額の交付を受け其の範圍内で經理を委任せられたものであれば、若し委任經理金に損失を生じて爲めに委任經理體が自營するを得ない様になつた場合には國庫は之を補充し得るや否やの問題が起り得る。之に就いては從來積極消極の兩説が存在し會計検査院は積極説を採用してゐる。<sup>9)</sup>

惟ふに、委任經理の爲めにする歳出の支出は直接債主に對する仕拂又は資金交付の爲めにする

7) 工藤重義氏著、會計法論(大正6年1月) S. 241., 武藤榮治郎氏著、改訂增補、會計法要義(大正14年11月) S. 416.,  
 8) 武藤氏、昭和改版會計法規通論 S. 1169-1179., 同氏、改訂會計法規通論 S. 369-370.,  
 9) 武藤榮治郎氏、昭和改版會計法規通論 S. 1177., 武藤榮治郎氏、改訂會計

支出と異り、其の本來の目的が獨立の計算に於て特別の經理を行ふに在るのであるから、假令實際に過不足を生ずる事があつたにせよ、直ちに其効果を國庫に及ぼさない事を豫期してゐる。即ち軍隊の委任經理に就いて見るならば定額金に剩餘を生じた時には之を積立金に繰入れ、又萬一不足を生じた場合には委任經理體の損失として積立金より之を補充するのを常としてゐる。併し乍ら不可抗力な事變其の他の原因の爲めに委任經理體に損失を生じ、積立金を以てしても尙其の損失を補填し得ない時には右と異なる取扱がせられるのである。元來委任經理は定額金の交付を以て支出とし豫算の使用終了を見るを正當とすべく、従つて此の場合に當初之を支出した豫算を以て補充する事を得ないのは當然であつて、かゝる委任經理金の損失に就いては特に詮議せられ、所管大臣に上申し議會の協賛を経て新なる豫算を編成し以て委任經理金の損失を補填すべきであらうと思ふ。此の關係は第二種の委任經理に於ては一層明かである。即ち之等の委任經理に於ては初めから委任せられた資金の範圍内に於て支出するものであつて、之に關して何等過不足の問題を生じ得ない。否支出額は經理を委任せられた資金額に依つて制限を受け、其の資金以上に支出する事は考へ得られないからである。

### 三、委任經理の沿革

(一) 獨逸に於ける事情 委任經理はもと獨逸に於て發達した制度である。獨逸に於ては之を Selbstwirtschaftung 或はまた Selbstbewirtschaftung (自己經理、自治會計、又は自營經理) と稱してゐる。Köppe は此の Selbstbewirtschaftung といふ言葉を獨逸が未だ自然經濟の状態にあつた當

法規通論 S. 948.

10) 西野元氏著、會計制度要論 S. 236.

11) 大藏省事務官森六郎氏調査、獨逸帝國及普魯西王國ノ財政上卷 S. 54. 獨逸共和國會計法第 16 條., Buchholz, Grundriss des Haushalts-kassen-u. Rechnungswesen, Berlin, Leipzig, 1925. S. 150.

時の國有地(Domänen)及國有森林(Staatsforsten)の經理法の一種として擧げてゐるが、Tyszka<sup>10)</sup>は此の場合に Selbstverwaltung なる言葉を用ひてゐる。之に依つて見れば、Selbstbewirtschaftung は國有地國有林の自己管理の意味に解すべきであらう。獨逸に於ける委任經理の制度が何時頃から始つたかは今之を明かにする事を得ないが、私の獨斷では此の國有地國有林の自己管理の制度に何等かの關係を有するものではないかと思はれる。

抑々獨逸に於ては陸軍の統率權は皇帝の統ぶる所であるに拘らず陸軍行政は各聯邦君主の行ふ所となつてゐた。従つて獨逸帝國豫算には陸軍費を計上して軍事費を負擔するも陸軍省なく、各聯邦豫算には軍事費なくして却つて陸軍省を有するの奇觀を呈してゐた。そして獨逸帝國に於て陸軍費計上の方法は甚だ特色のあるものであつて、一八七四年以來獨逸共和國憲法以前には七ヶ年に亘る特別永久經費を計上して之を議會の毎年議決事項以外に置き、各軍隊をして特別の經理を營ましめ特別の資金を所有する事を許したのである。其の方法は我國現今の委任經理と大差ない様である。<sup>11)</sup>只我國と異なるのは獨逸に於ては委任經理の行はれるのは陸軍のみに限らず海軍に關する經費にも亦此の方法を行ふ事を許した事である。次に又異色とするに足る所は獨逸帝國に於ては糧秣費等の委任經理に關する經費に就いては、例外的に年度開始前支出を許す事である。我が國に於ても年度開始前支出は必要止むを得ない場合に於てのみ之を許してゐるが其經費は資金前渡を許す經費に限られてゐる有様である。<sup>12)</sup>第三には獨逸に於ては兵制即ち軍隊及軍艦等に係る經費は法律上目的の直接實施に係る支出とせられ、又再歸歲入(Rücknahmen)をなし得る經

12) 會計検査院編、歐陸諸邦會計検査院事務取扱調書(明治24年3月)S. 26. 大藏省理財局、歐米財政經濟統計要覽3. 獨逸(昭和2年10月、獨逸共和國會計法沿革)

13) H. Köppe, Leitfaden zum Studium der Finanzwissenschaft, Jena 1924 S. 20.

費とせられてゐる。即ち或費目の支出に依り購入した物品其他を賣却して得た収入は、豫算に特に明許した場合に限つて其費目に充當する事を許すのであつて、此の再歸歳入に依つて支出した歳出の増加は豫算超過の問題を生じ得ないは勿論である。<sup>17)</sup>

尙又獨逸に於ても年度終了後の豫算監督は財務機關の提出した決定書に就いて會計検査院が之を行ふのを本則としてゐる。然し帝國陸海軍の自己經理に係る資金の決算書及軍隊の糧食馬匹飼料決算書に就いては古來の慣習上會計検査院の常時検査を省いたのである。即ち自己經理に係る資金とは我軍隊の委任經理積立金に相當するものであつて、之が検査は其の收支の總額のみを検査して其の詳細には及ばないのを常とした。又自己經理に屬する糧秣等の決算に於ては別に陸軍監督官を設けて之に其の検査を委ねたのである。<sup>18)</sup>

一九二二年十二月の現行獨逸共和國會計法に於ても尙委任經理の制度を認め、自己經理に係る經費は官廳に委任する事を規定し其決算證明は當該官廳への支出のみを検査するに止むる事を定めてゐる。尙又収入又は支出を誤れる項に算入した場合に於て、自己經理に係る經費に就いては例外として當該年度の帳簿締切後に於ても、締切變更に重大なる影響を與へない場合に限つて、記帳を訂正し差引計算する事を許してゐる。かくの如く委任經理は獨逸に其端を發し今尙獨逸共和國に於て行はれてゐる制度であつて、其の實施の方法に於ても我國に於けると大差なき有様である。<sup>19)</sup>

(二) 我が國に於ける沿革 前述した様に委任經理の制度は獨逸に於て發達したものであるが、

14) Carl von Tyska, Grundzüge der Finanzwissenschaft, 2 Aufl. Jena. 1923 S. 314.

15) 森俊六郎氏調査、獨逸帝國及普國ノ財政上卷 S. 135.. 尾原亮太郎氏著、新獨逸(大年5年3月23日) S. 174.. 堀江歸一氏著、改訂増補財政學(大年12年4月28日) S. 1033.. 金井延馬、櫻葉一氏口述、財政學講義(大正3年)

我國に於ても此の制度に倣つて明治八年始めて陸軍に委任經理の制度を採用し、軍隊の糧食、被服、消耗品陳營具に係る給與は定額を交付し其の殘金を積立て、定額の不足補填の資とする事を許したが、明治二十一年に至り更に馬匹に係る給與を加へた。明治二十三年會計法と同時に法律を以て陸軍給與に關する委任經理の件を制定し、以て從來實行しつゝあつた經理方法の根據を明かにしたのである。而して各種の積立金は當該費目の不足補填及經理費に使用するに限定したのである。之は獨逸の再歸歲入の規定に頗る類似したものである。然るに明治四十一年に至り其の法律の一部を改正して各種の積立金を合併して其の費目のみに限らず單一の積立金となし、委任經理全體の積立金として委任經理全體の費途に使用する事を許したのである。即ち舊規定に比して委任經理運用の餘地を大ならしめたものと云ふ事が出来る。併し乍ら實際は各費目毎に整理すべき規定があつた爲めに實際には行はれ得なかつたが、昨年の改正に依り此の規定は廢せられて茲に彼此流用自由となるを得たのである。尙會計検査院は明治二十三年十二月初めて委託検査を實施したが、其の委託事項五件の内四件迄は陸軍省の委任經理に關する委託であつた事は、委任經理と委託検査との關係を明かにするに於て注目に値する所と思はれる。

陸軍に次いで委任經理の制度の許されたのは學校に於ける獎學寄附金の委任經理である。明治二十三年の官立學校及圖書館會計法には未だ委任經理に關する規定を見る事は出来ないが、明治四十年三月の帝國大學特別會計法並に學校及圖書館特別會計法に於ては其の規定を初めて見出し得るのである。後者は現行法であるが、前者は其後廢止せられて新に大正十一年三月大學特別會

- S. 231., 會計検査院編、歐陸諸邦會計検査院事務取扱圖書 S. 26.  
 16) 會計年度開始前現金支出規則(明治22年7月勅令第95號)第1條., 會計法第61條., 森氏調査、前掲書上卷 S. 47.  
 17) 普國會計法(1898年5月11日法律)第20條., 森氏調査、前掲書上卷 S. 44., 飯山正秀氏譯、財政學要義(明治19年11月) S. 18.  
 18) 獨逸會計検査院組織權限法(1872年3月27日法律)第9條、第10條、第11條., 會計検査院編、前掲書 S. 26., 森氏調査、前掲書上卷 S. 77.

計法となり、其の第十條に於て委任經理に關する規定を存してゐる。

帝國學士院に於ける學術研究獎勵金に關する委任經理は明治四十四年三月帝國學士院學術獎勵金特別會計法に依つて始めて行はれ其の第六條に規定が設けられてゐる。學術研究獎勵金の委任經理の爲に特に特別會計を設けて之が經理を行つた事は慥かに注意を惹くに足る所であらう。此の特別會計法は大正四年廢止せられて新に法律第十三號を以て帝國學士院學術研究獎勵金委任經理に關する件が制定せられ、之に依つて前特別會計法による經理金の支出殘額を受け繼いだのである。最後に帝國美術院の美術研究獎勵金委任經理は遙かに遅れて大正十四年四月一日法律第四十號に依りて認められ、公布の日より施行せらるゝに至つたのである。

- 19) Reichshaushaltsordnung von 31. 12. 1922 §§ 16, 95, 67., Buchholz, Grundriss des Haushalts-kassen- u. Rechnungswesens in Reich, Staat und Gemeinde, 1925, S. 150., 大藏省理財局臨時調査課、財政經濟調査第3巻第12號、S. 29.
- 20) 陸軍給與に關スル委任總理ノ件(明治23年4月1日)第3條、第4條、明治41年3月31日法律第39號改正第3條、會計検査院史(明治29年10月7日) S. 181.